

新							旧							改正の理由	
助成金交付事業及び事業の内容	対象者	助成対象経費	助成期間	助成率	助成限度額	備考	助成金交付事業及び事業の内容	対象者	助成対象経費	助成期間	助成率	助成限度額	備考		
1 農工商連携事業	海外向け事業	(1) 海外向け新商品開発等及び販路開拓事業 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して行う、将来、輸出が期待できる新たな商品の開発等及びそれに伴う販路開拓に係る事業	県内で生産活動を行っている農林漁業者と県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体	① 開発しようとする新商品に対する需要調査、技術習得情報入手に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	新商品・新技術開発 2/3以内 販路開拓 1/2以内	1事業当たり年間500万円以内		(1) 海外向け新商品開発等及び販路開拓事業 県内で生産活動を行っている農林漁業者と県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体	① 開発しようとする新商品に対する需要調査、技術習得情報入手に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	新商品・新技術開発 2/3以内 販路開拓 1/2以内	1事業当たり年間500万円以内		
		② 新商品の試作及び輸出向け改良に係る経費		② 新商品の試作及び輸出向け改良に係る経費											
		(2) 海外向け連携体開発商品販路開拓事業 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用し、開発した既存商品の海外販路開拓に係る事業	① 専門家の委嘱等により行う販路開拓のための調査、指導、計画立案等に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	1/2以内		・ 中小企業者と農林漁業者が連携し、各々が役割をもって販路拡大に取り組むことが認められる場合に限り、各々の役割を限定することとする(農林水産業者からの原材料の単なる供給のみは、事業対象外)。	(2) 海外向け連携体開発商品販路開拓事業 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用し、開発した既存商品の海外販路開拓に係る事業	① 専門家の委嘱等により行う販路開拓のための調査、指導、計画立案等に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	1/2以内		・ 中小企業者と農林漁業者が連携し、各々が役割をもって販路拡大に取り組むことが認められる場合に限り、各々の役割を限定することとする(農林水産業者からの原材料の単なる供給のみは、事業対象外)。	・ 平成29年度と平成30年度新規事業に関して、単年度事業の可能年数を追記。	
1 農工商連携事業	国内向け事業	(3) 国内向け新商品開発等及び販路開拓事業 国内市場向けに、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して行う新たな商品の開発等及び販路開拓事業に係る事業	県内市場向けに、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して行う新たな商品の開発等及び販路開拓事業に係る事業	① 開発しようとする新商品に対する需要調査、技術習得情報入手に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	1/2以内		(3) 国内向け新商品開発等及び販路開拓事業 国内市場向けに、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して行う新たな商品の開発等及び販路開拓事業に係る事業	① 開発しようとする新商品に対する需要調査、技術習得情報入手に係る経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	1/2以内		・ 販路開拓のみの取組は、事業対象外とする。	・ 平成30年度新規事業に関して、単年度事業の可能年数を追記。	
				② 新商品の試作に係る経費	ただし、必要と認められるものについては、単年度事業を2カ年実施できるものとする。	② 新商品の試作に係る経費	ただし、必要と認められるものについては、単年度事業を2カ年実施できるものとする。								
				③ 試作開発した新商品の求評会、公開講習会等の開催等に係る経費	なお、平成30年度の新規事業に関しては、単年度事業を1カ年実施できるものとする。	③ 試作開発した新商品の求評会、公開講習会等の開催等に係る経費	なお、平成30年度の新規事業に関しては、単年度事業を1カ年実施できるものとする。								
2 農工商連携体支援事業 中小企業者と農林漁業者との連携を支援する事業		県内で生産活動を行っている農林漁業者及び県内において創業する者又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体を支援する事業を行う者	① 指導助言に係る経費 ② 商談会・セミナー等開催に係る経費 ③ その他必要と認める経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	10/10以内	1事業当たり年間100万円以内		① 指導助言に係る経費 ② 商談会・セミナー等開催に係る経費 ③ その他必要と認める経費	交付決定後1年以内かつ年度末日まで	10/10以内	1事業当たり年間100万円以内				
助成対象外となる経費		(海外市場・国内市場向け共通) ○ 用地・建物の取得に要する経費 ○ 助成先の経営者及び従業員並びに非常勤職員等の人件費・飲食費 ○ 汎用備品費 ○ 商品を製造(試作開発・技術開発に係るものを除く)するために、連携体構成員間の取引によって生じる経費 ○ 消費税及び地方消費税 ○ ブランドマークの商標登録料など商標権等無形固定資産の取得又は登録経費 ○ 査証、パスポートの取得、傷害保険等任意保険の加入に要する経費					助成対象外となる経費	(海外市場・国内市場向け共通) ○ 用地・建物の取得に要する経費 ○ 助成先の経営者及び従業員並びに非常勤職員等の人件費・飲食費 ○ 汎用備品費 ○ 商品を製造(試作開発・技術開発に係るものを除く)するために、連携体構成員間の取引によって生じる経費 ○ 消費税及び地方消費税 ○ ブランドマークの商標登録料など商標権等無形固定資産の取得又は登録経費 ○ 査証、パスポートの取得、傷害保険等任意保険の加入に要する経費							